

## 業務委託契約書（案）

- 1 業務の名称  
岩手県林業技術センター庁舎等清掃業務
- 2 業務期間  
令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
- 3 業務の実施場所  
紫波郡矢巾町大字煙山3-560-11 岩手県林業技術センター
- 4 委託料 金 \_\_\_\_\_ 円  
(うち取引に係る消費税額及び地方消費税額 金 \_\_\_\_\_ 円)
- 5 契約保証金 金 \_\_\_\_\_ 円

岩手県（以下「甲」という。）と \_\_\_\_\_（以下「乙」という。）とは、上記の業務を実施することについて、次のとおり契約を締結する。

### （総則）

第1条 乙は、甲から受注した点検業務（以下「業務」という。）を、この契約書及び「林業技術センター庁舎等清掃業務仕様書」に基づいて誠実に履行するものとする。

### （実施に関する指示）

- 第2条 甲は、乙に対して、業務の実施に関し、必要な事項を指示することがある。
- 2 乙は、業務の実施に関し、必要があると認める場合は、甲の指示を受けるものとする。

### （権利の譲渡等）

- 第3条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は引き受けさせてはならない。ただし、あらかじめ書面により甲の承認を得た場合、又は信用保証協会法（昭和28年法律第196号）に規定する信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して売掛金債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。
- 2 前項ただし書きに基づいて売掛金債権を譲渡した場合、甲の対価の支払いによる弁済の効力は、甲が会計規則（平成4年岩手県規則第21号）第38条第2項の規定により会計管理者が支出負担行為の確認をした旨の通知を受けた時点で生ずるものとする。

### （再委託等の禁止）

- 第4条 乙は、業務の全部又は一部の処理を第三者に委託し、又は請負わせてはならない。ただし、業務の一部についてあらかじめ書面により甲の承認を得たときは、この限りでない。

(業務の内容の変更、中止等)

第5条 甲は、必要があると認めるときは、業務の内容を変更し、又はこれを一時中止することができる。

2 前項の場合において、点検料又は業務期間を変更するときは、甲、乙協議して書面により定めるものとする。

(損害賠償)

第6条 乙は、自己の責めに帰すべき理由により、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき理由による場合は、甲が負担する。

(届出、完了報告及び検査)

第7条 乙は、契約後速やかに清掃業務従事者名簿(様式第1)を甲に提出するものとする。また、変更がある場合も同様とする。

2 乙は、毎日の委託業務が完了した場合は、清掃業務実施報告書(様式第2)を甲に提出するものとする。

3 乙は、各月の委託業務が完了した場合は、遅滞なく業務完了報告書(様式第3)を甲に提出するものとする。

4 甲は、前項の規定により業務完了報告書の提出を受けた場合は、当該提出を受けた日から起算して10日以内に業務完了報告書等を審査し、必要に応じて現地調査を行うことにより、業務の実施状況が契約の内容に適合するかどうかの検査を行うものとする。

5 甲は、前項の規定による検査により、業務の実施状況が契約の内容に適合しないと認める場合は、これに適合させるための措置をとるべきことを乙に対して指示するものとする。

6 乙は、前項の規定による指示に従って措置をした場合には、その結果を甲に報告するものとする。

(請求及び支払)

第8条 乙は、第7条第4項の規定による検査に合格した場合は、次のとおり請求書を甲に提出するものとする。

月額 \_\_\_\_\_ 円

2 甲は、前項の規定により請求書の提出を受けた場合は、当該提出を受けた日から起算して30日(以下「約定期間」という。)以内に委託料を支払うものとする。

(遅延利息)

第9条 甲は、自己の責めに帰すべき理由により、約定期間内に委託料を支払わない場合は、約定期間満了の日の翌日から支払いをする日までの日数に応じ、当該未払い額につき年 \_\_\_\_\_ パーセント(注1)の割合で計算した遅延利息を乙に支払うものとする。

注1 令和7年4月1日において適用される政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づく遅延利息の率とする。

(違約金)

第10条 甲は、乙が委託期間内に契約を履行しない場合は、遅延日数に応じ、当該日1日につき契約金額から既成部分又は既成部分相当額を控除した額につき、年 \_\_\_\_\_ パーセント(注2)の割合で計算した違約金を徴収することがある。

注2 令和7年4月1日において適用される会計規則（平成4年岩手県規則第21号）第117条第1項で規定する違約金の徴収率とする。

（履行の追完請求及び委託料の減額）

第11条 甲は、乙が実施した委託事業に契約の内容に適合しないものがあるときは、乙に対し、履行の追完を請求することができる。

2 前項に規定する場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完請求をし、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、乙に対し、委託料の減額を請求することができる。

3 前2項の規定は、甲の乙に対する損害賠償の請求及び解除権の行使を妨げない。

（履行の催告）

第12条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定に基づき甲が行う調査を妨げ、若しくは同項の規定に基づき甲が求める報告を拒み、又は第2条第2項若しくは第7条第3項の規定による甲の指示に従わなかったとき。

(2) その他この契約に違反したとき。

（甲の解除権）

第13条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに契約を解除することができる。

(1) 乙が不正の手段により委託料の支払を受けたとき。

(2) 乙が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（乙が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与していると認められる者を、乙が法人である場合にはその役員、その支店又は常時委託業務等の契約を締結する事務所、事業所等を代表する者その他経営に実質的に関与していると認められる者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下この号において「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下この号において「暴力団」という。）又は暴力団員（暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。）であると認められるとき。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用するなどしていると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 下請契約、再委託契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約（以下「下請契約等」という。）に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知

りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ アからオまでのいずれかに該当する者を、下請契約等の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

#### （乙の解除権）

第14条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 業務の変更に伴い、委託料が当初の委託料の3分の1以下となるとき。
- (2) 第5条第1項の規定による業務の中止期間が履行期間の2分の1を超えたとき。
- (3) 甲が、正当な理由なくしてこの契約の条項に違反したとき。

#### （契約解除の場合における損害賠償金）

第15条 第12条又は第13条の規定により甲がこの契約を解除したときは、乙は、損害賠償として契約金額の100分の5に相当する額を甲に納付するものとする。

2 前項の規定は、委託料の支払があった後においても適用する。

3 甲は、第14条の規定により契約を解除された場合は、これによって生じた乙の損害を賠償しなければならない。この場合の賠償額は、甲、乙協議して定める。

#### （契約解除の場合における委託料の返還）

第16条 乙は、第13条の規定により、この契約を解除された場合において、すでに委託料の支払いがなされているときは、甲の定めるところにより、委託料を返還するものとする。

2 乙は、前項の規定により委託料を返還しなければならない場合において、これを甲の定める納期限までに納付しなかったときは、納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、年 パーセント（注3）の割合で計算した延滞金を甲に支払わなければならない。

注3 令和7年4月1日において適用される会計規則（平成4年岩手県規則第21号）第117条第1項で規定する違約金の徴収率とする。

#### （不当介入に対する措置）

第17条 乙は、この契約の履行に当たって、暴力団若しくは暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者から不当な要求又は契約の適正な履行の妨害を受けた場合は、甲に報告するとともに警察署に通報しなければならない。

#### （施設等の使用）

第18条 乙は、甲の承認を得て、甲の施設及び設備を使用することができる。

2 甲は、乙に対し業務に必要な用水、給湯及び電力を無償で提供するものとする。

ただし、乙はその使用に当たっては、効率的な使用に留意しなければならない。

#### （管理者の責務）

第19条 乙は、業務の実施に当たっては、甲の施設及び設備について、善良な管理者の注意をもって取り扱わなければならない。

#### （秘密の保持）

第20条 乙は、業務の処理上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(関係書類の整備)

第 21 条 乙は、業務に係る処理を明らかにした関係書類を整備し、令和 13 年 3 月 31 日まで保存するものとする。

(協議)

第 22 条 この契約書に定めのない事項、又はこの契約について疑義が生じたときは、必要に応じて、甲、乙協議の上定める。

この契約締結の証として、本書 2 通を作成し、甲・乙記名押印して、それぞれその 1 通を保有するものとする。

令和 7 年 4 月 1 日

甲 岩 手 県  
契約担当者  
岩手県林業技術センター所長

乙

様式第 1

令和 年 月 日

岩手県林業技術センター所長 様

住 所

氏 名

印

清 掃 業 務 従 事 者 名 簿

岩手県林業技術センター庁舎等清掃業務委託契約書第 7 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり提出します。

1 従事期間 令和 年 月 日から令和 年 月 日

2 従事者

氏 名	年 齢	住 所	特 記 事 項

# 清掃業務実施報告書

令和 年 月 日 ( )

従事者氏名

印

		掃き掃除・除塵	水洗い	モップ拭き	WAX塗布	洗浄・汚れ落とし	乾布磨き	水拭き	便所紙・石鹼補充	層処理	洗浄消毒	流し・コンロ掃除	衛生陶器の清掃	汚物の処理	空調設備清掃
管 理 棟	玄関														
	風除室														
	ポーチ スロープ														
	ホール 展示コーナー 廊下														
	管理事務室														
	印刷コーナー														
	所長室														
	書庫(2)														
	ミーティング室														
	機械室														
	ポンプ室														
	書庫(1)														
	便所(男子、女子)														
	身障者用便所														
	ロッカー室(1)														
	ロッカー室(2)														
	湯沸室														
	掃除具室														
	休養室														
	休養室内押入														
	控室														
	図書室														
	研究員室(A)、(B)														
	渡り廊下(研究棟へ)														
	玄関(西)														
	風除室(西)														
	ポーチ(西)														
	講義室														
	いわて林業アカデミー教室														
	大講義室														
静養室															
便所															
渡り廊下(管理棟中央へ)															
犬走りの草取り															

		掃き掃除・除塵	水洗い	モップ拭き	WAX塗布	洗浄・汚れ落とし	乾布磨き	水拭き	便所紙・石鹼補充	層処理	洗浄消毒	流し・コンロ掃除	衛生陶器の清掃	汚物の処理	空調設備清掃
研 究 棟	特用樹実験室														
	きのこ第一実験室														
	きのこ第二実験室														
	きのこ第三実験室														
	放冷室														
	接種室														
	書庫														
	便所(男子、女子)														
	資材庫(1)														
	昆虫実験室														
	廃液処理室														
	育林実験室														
	育種・育苗実験室														
	試料分析室														
	廊下等														
	玄関														
	階段														
	資材庫(2)														
	経営分析室														
	資料室														
	情報処理室														
	樹病菌実験室														
	培地製造室														
	ガスクロ処理室														
	ガスクロ室														
	細胞育種第三実験室														
	細胞育種第二実験室														
	細胞育種第一実験室														
	組織培養第二実験室														
	組織培養第一実験室														
電子顕微鏡室															
バルコニー															

		掃き掃除・除塵	水洗い	モップ拭き	WAX塗布	洗浄・汚れ落とし	乾布磨き	水拭き	便所紙・石鹼補充	層処理	洗浄消毒	流し・コンロ掃除	衛生陶器の清掃	汚物の処理	空調設備清掃
研 修 宿 泊 棟	宿泊室101														
	交流室														
	男子更衣室														
	乾燥室														
	面談室														
	講師宿泊室														
	管理室														
	研修室														
	便所														
	洗面室														
	脱衣室(小)、(大)														
	浴室(小)、(大)														
	多目的ホール(食堂)														
	休息室														
	女子更衣室														
	障害者・女性用便所														
	玄関、風除室														
	ポーチ														
	ホール														
	廊下														
	階段														
	渡り廊下(外)														
	宿泊室201~210														
	廊下														
	ホール(東)、(西)														
洗面室(東)、(西)															
便所(東)、(西)															

木材実験棟	便所														
-------	----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

機械研修棟	便所														
-------	----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

管理棟・研究棟	研修宿泊棟	木材実験棟	機械研修棟
○ … 日1回	○ … 日1回	○ … 週2回	○ … 週2回
■ … 週2回	◎ … 週1回	◎ … 週1回	
◎ … 週1回	△ … 年2回	△ … 年2回	
△ … 年2回	☆ … 年1回	☆ … 年1回	
☆ … 年1回	● … 日1回(利用者あり)		
	◆ … 日1回(5~12月)		
	◇ … 週1回(4月、1~3月)		

特記事項  
 管理棟の犬走りの草取り期間(6月~9月)は研究棟1階及び2階の男子・女子便所掃除を週3回程度に減じること。

様式第3

令和 年 月 日

岩手県林業技術センター所長 様

受託者 住 所

氏 名

業 務 完 了 報 告 書

令和 年 月分の清掃業務を完了したのでお届けします。

委 託 業 務 名	岩手県林業技術センター庁舎等清掃業務
委託業務履行場所	岩手県林業技術センター（紫波郡矢巾町大字煙山3-560-11）
契 約 年 月 日	令和 年 月 日
契 約 期 間	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日
清 掃 業 務 期 間	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日
清掃業務期間中 における特記事項	

\* 「特記事項」欄には、毎日実施する業務以外の業務（廃棄物搬出、ワックス清掃、窓ガラス清掃等）を実施した事項等について記載すること。